

ご利用約款

(適用範囲)

第1条 当施設が利用されるお客様との間で締結する施設利用契約及びこれに関連する契約は、この利用約款の定めるところによるものとし、この利用約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

- 2 当施設が、法令及び慣習の反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとする。

(施設利用の申込み)

第2条 当施設のRVパークを利用しようとするお客様は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 利用者名及び住所
 - (2) 利用日及び到着予定時刻
 - (3) 連絡先
 - (4) 自動車登録番号標（ナンバープレート）
 - (5) 利用人数
 - (6) その他当施設が必要と認める事項
- 2 利用者が、滞在中に前項第2号の利用日を超えて利用の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな利用契約の申込みがあったものとして処理します。

(施設利用契約の成立など)

第3条 施設利用は、当施設が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明した時は、この限りではありません。

(施設利用契約の拒否)

第4条 当施設は、次に掲げる場合において、施設利用契約に応じないことがあります。

- (1) 施設利用の申込みがこの約款によらないもの
- (2) 満車等により施設に余裕がない場合
- (3) 施設利用しようとする者が利用に関し、法令の規定、公の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 施設利用しようとするお客様が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）同上第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの

- (5) 利用しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- (6) 利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき。
- (8) 利用しようとする者が泥酔者などで、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあるとき、及び利用者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(都道府県条例の規定に基づく。)
- (9) 釧路市暴力団排除条例第7条の規定する場合に該当するとき。
- (10) 利用しようとする者がカスタマーハラスメント行為(別表第1)をするおそれがあると認められるとき。

(利用者の契約解除権)

第5条 利用者は、当施設に申し出て、利用契約を解除することが出来る。

- 2 当施設は、利用者がその責めに帰すべき事由により利用契約の全部または一部を解除した場合は、第14条に定めるところにより、違約金を徴収する。
- 3 当施設は、利用者が連絡をせず利用日当日の21時にチェックインができない場合は、その利用契約は利用者により解除されたものとみなし処理する。

(当施設の契約解除権)

第6条 当施設は、次に掲げる場合において、利用契約を解除することがあります。

- (1) 利用者が利用に関し、利用施設に損害を与える行為また与えるおそれのある行為、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。他の利用者に迷惑をかけた時またかけるおそれのある行為が明らかとなるとき。
- (2) 利用者が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 利用客が伝染病であると明らかに認められた時。
- (4) 利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (5) 天災等不可抗力に起因する事由により利用させることができないとき。
- (6) 利用しようとする者が泥酔者などで、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあるとき、及び利用者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき(都道府県条例の規定に基づく)
- (7) 消防用設備等に対するいたずら、その他施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
- (8) 釧路市暴力団排除条例第7条の規定する場合に該当するとき。

- (9) 利用客が、利用に関し、カスタマーハラスメント行為（別表第1）をするおそれがあると認められるとき。
- 2 当施設が前項の規定に基づいて利用規則を解除した時は、利用客がまだ提供を受けていない利用サービス等の料金は徴収しない。

(利用の登録)

第7条

- (1) 利用者の氏名、住所、連絡先、人数、利用期間、自動車登録番号標（ナンバープレート）
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国月日

(施設の使用時間)

第8条 利用者が当施設を利用できる時間は次のとおりとします。

- (1) チェックイン時間・・・13：00～21：00
- (2) チェックアウト時間・・・翌日6：30～12：00

(利用規則の遵守)

第9条 利用者は、当施設においては、当施設が定めたこの利用約款に従うものとする。

(料金の支払い)

第10条 利用料金などの支払いは、日本通貨または当施設が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により第7条の利用の登録の際、フロントにおいて支払うものとする。

(寄託等の取扱い)

第11条 利用者のお荷物、貴重品のお預かりは原則しないものとする。

(駐車の実任)

第12条 利用者が当施設の駐車場を利用する場合、車両のキーの寄託の如可にかかわらず、車両の管理責任を追わない。

また、駐車中の事故（破損、盗難等）について当施設は一切その責は負わない。ただし、当施設の故意または過失によって損害を与えた場合はこの限りでない。

(利用者の責任)

第13条 利用者が故意または過失により当施設に損害を与えたときは、当該利用者は当施設に対し、その損害を賠償するものとする。

(違約金の告知)

第14条 利用者の都合により利用契約を解除した時は、次号に定める違約金（キャンセル料）を申し受けます。キャンセル料は以下の通り頂戴いたします。

(1) 前日キャンセル・・・50%

(1) 当日キャンセル・・・100%

別表第1

カスタマーハラスメント行為（4条10項及び第6条9項関係）

利用料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（利用に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第2号に規定する社会的障害の除去を求める場合を除きます。）または粗野又は乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除きます。）を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要する事となる行為（以下に例示します。）を繰り返した場合に、当該行為をカスタマーハラスメント行為とします。

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害など）、精神的な攻撃（脅迫、暴言、中傷など）にあたる行為
- ・土下座の要求行為
- ・居座り、監禁等一定時間を超える拘束的行為（長時間の電話を含みます。）
- ・大声、暴言などで従業員を責める行為
- ・難癖をつけたキャンセル料の未払い、代金の返金要求、商品交換や金銭補償等の過剰要求行為（他の利用者と比較して、合理的な範囲を超えた過剰なサービスを要求し、利用料に不当な割引を要求する行為を繰り返す行為等の不当な要求を行う行為がこれに含まれます。）
- ・同じ質問の繰り返し、社会的相当性を欠く方法による謝罪の要求やクレーム等の責任追及行為
- ・運用ルールや制度上対応できないことへの過剰要求やクレーム行為
- ・SNS やマスコミへの暴露（従業員の氏名公開など）をほのめかした脅迫行為
- ・特定の従業員へのつきまとい行為